

2021 年度（令和 3 年度）薬価改定に関する共同声明

令和 2 年 12 月 18 日

日本製薬団体連合会
会長 手代木 功
欧州製薬団体連合会
会長 ハイケ・プリンツ
米国研究製薬工業協会在日執行委員会
委員長 クリストファー・フウリガン

今般、中央社会保険医療協議会において「令和 3 年度薬価改定の骨子」が取りまとめられました。

革新的医薬品の研究開発・安定供給を通じて健康長寿社会の実現を目指す製薬産業の立場から、以下の通り意見を表明致します。

中間年の薬価改定については、「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」（2016 年 12 月 20 日 4 大臣合意、以下「基本方針」）にて「価格乖離の大きな品目について薬価改定を行う」とされ、その後、経済財政運営と改革の基本方針 2020（2020 年 7 月 17 日閣議決定、以下「骨太方針 2020」）において「2021 年度の薬価改定については、骨太方針 2018 等の内容に新型コロナウイルス感染症による影響も勘案して、十分に検討し、決定する」とされました。

製薬業界はこれらの経緯を踏まえ、「薬価改定の対象範囲は、薬価と実勢価格の乖離率が全ての既収載品目の平均乖離率よりも著しく大きい品目に限定すべき」と主張してまいりましたが、2021 年度の薬価改定の対象範囲は、平均乖離率 8.0%の 0.625 倍である乖離率 5.0%を超える品目とされ、「新型コロナウイルス感染症特例」として薬価の削減幅を 0.8%分緩和する形で実施することが決定しました。これは「基本方針」以降の議論の経緯や「骨太方針 2020」の趣旨から大きく逸脱した決定であると同時に、我が国の薬価制度の予見性を著しく毀損するものであり、到底納得できるものではありません。また、実勢価格形成の状況や医療機関・薬局・医薬品卸の経営状況、並びに医薬品の研究開発及び安定供給、とりわけそれらの新型コロナウイルス感染症による影響が十分に勘案されたとは言えず、「国民負担の軽減」と「医療の質の向上」を両立する観点から著しくバランスを欠く決定と認識せざるを得ません。

私共、製薬業界はわが国におけるイノベーションへのアクセスが確保され、国民をはじめすべてのステークホルダーにとって透明性・納得性の高い薬価制度の構築に向けて、薬価改定のあり方をはじめ、今後の薬価制度改革に関する議論に引き続き参画していく所存です。